

福岡市路上自転車駐車場（有料）管理運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡市が歩道上等に設置した路上自転車駐車場の管理運営及び収納業務等の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（利用時間及び料金）

第2条 路上自転車駐車場の利用時間は、駐車開始時から24時間とする。駐車料金は、24時間当たり100円とする。

（利用契約事項）

第3条 路上自転車駐車場を利用しようとする者は、駐車時に必ず自転車繫留装置を作動させ、併せて利用者所有の錠等で施錠を行うものとする。

2 利用者が路上自転車駐車場から自転車を取り出すときは、精算機器に金額を投入後、自転車繫留装置を解除し取り出すものとする。

3 コインポスト方式の路上自転車駐車場の利用者が24時間を超えて利用したときは、最寄りの有料自転車駐車場において超過日数相当分の駐車料を納付するものとする。ただし、3日を越えて駐車することはできないものとする。

4 路上自転車駐車場内において、3日間を超えて継続駐車されている自転車があるときは、管理者は当該自転車を最寄りの自転車駐車場又は保管所に移動し、保管することができる。

自転車を移動させる場合において必要があると認めたときは、管理員は当該自転車と工作物等とをつなぐ鍵や鎖等を切断する等の必要な措置を講ずることができる。

5 利用者は、管理者が定めた利用方法に関する定めに従わなければならないものとする。

6 利用者は、路上自転車駐車場の諸施設及び駐車中の自転車に損害を与えたときは、管理者へ連絡するとともに、その損害を賠償しなければならない。

7 前記のほか、路上自転車駐車場の利用にあたっては、利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）紙屑、空き缶等を自転車駐車場内に捨てないこと。

（2）広告物類を自転車駐車場内に掲示しないこと。

（3）物品販売、その他の営業行為をしないこと。

（4）前各号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

（保管した自転車に係る措置）

第4条 第3条第4項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、長期駐車自転車保管台帳を作成するものとする。また、自転車駐車場内に掲示する等の方法により、当該自転車の利用者等に対し引取り請求するとともに、当該自転車を返還するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定により必要な措置を講じてもおお当該自転車を返還することができない場合又は返還請求がなかった場合で、保管期限が経過した自転車については廃棄等の処分をすることができる。

3 保管期限は、第3条第4項に規程する長期駐車を確認した日から2か月間とする。

(駐車料の徴収)

第5条 第3条第4項の規定により、移動し、保管した自転車の利用者等から返還請求があった場合は、駐車料を徴収したうえで返還することとする。

2 前項の規定により徴収する駐車料の額は、駐車開始時からの日数に福岡市自転車駐車場条例施行規則別表第3に規定する駐車料を乗じた金額とする。

(管理員の業務)

第6条 管理員は、自転車利用者が自転車繫留装置を作動させないで駐車しているときは、チェーンをかける等必要な措置をしなければならない。

2 管理員は、自転車駐車場の駐車能力を超えて駐車している自転車を発見したときは、当該自転車を他の場所（自転車駐車場等）へ移動する等必要な措置をしなければならない。

3 管理員は、施設を巡回中、不審者を発見した場合、その相手方から事情を聴取するとともに、その事情によっては区役所自転車対策担当課に連絡する等適切な措置をしなければならない。また、この場合にあっては、その結果等を記録するものとする。

4 管理員は、定められた期日と人員で駐車料を回収するとともに、最寄りの有料自転車駐車場において収納業務を行うものとする。

5 管理員は、自転車駐車場管理運営日誌を作成するものとする。

6 管理員は、自転車駐車場周辺に自転車等を放置しようとする者があるときは、放置しないよう指導を行わなければならない。

(利用の拒否)

第7条 管理員は、利用者が当該自転車駐車場の利用に際し、福岡市自転車駐車場条例及び同条例施行規則並びに本要領の定めに違反したときは、利用者に対し定めに従うよう指導しなければならない。

さらに、管理員は利用者が指導に従わないときは、その利用を拒否することができる。

(施設の維持管理等)

第8条 管理員は、当該自転車駐車場の清掃を適宜行うとともに施設の点検を行い、管理運営上支障を発見した場合は、直ちに区役所自転車対策担当課に報告し、その指示に従わなければならない。

(その他の事項)

第9条 管理員は、当該自転車駐車場の管理業務に関し不明な点が生じたときは、区役所自転車対策担当課と協議し、その指示に従うものとする。

附則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２８年７月１日から施行する。